

仏生寺地区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、仏生寺地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、氷見市惣領2010番地（氷見市農協仏生寺支所2階）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・土砂災害その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(地区防災計画)

第4条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、地区防災計画（以下「防災計画」という。）を作成する。

2 防災計画は、住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助意識の醸成、人材育成等総合的な地域防災力の向上を目指す。また、防災訓練の検証結果や氷見市地域防災計画の見直し等を踏まえ、定期的な見直しに努める。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のため、地区防災計画に基づき、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 地震等による被害を防ぐ活動に関すること。
- (3) 地震等の発生時における応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備及び管理に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第6条 本会は、仏生寺地区に居住する住民をもって構成する。

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（自治振興委員会委員長をもって充てる。）
- (2) 副会長 1名（自治振興委員会副委員長をもって充てる。）
- (3) 理事 若干名（自治振興委員をもって充てる。）
- (4) 監事 2名（自治振興委員会監事をもって充てる。）

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、会務を執行する。地震等の発生時において、他の役員と協力して応急活動にあたる。

4 監事は、本会の会計を監査する。地震等の発生時において、他の役員と協力して応急活動にあたる。

5 役員は、地震等の発生時又は避難所運営において、自分の集落の責任者として活動する。
(情報伝達班長等)

第9条 各集落の区長は、情報伝達班長、避難支援班長、炊き出し班員等を各集落の実情の合わせて選出し、毎年1月末までに、自主防災会会長に報告するものとする。
(防災士)

第10条 本会の事業について指導・助言を行い、地震等の発生時における応急活動において、会長を補佐するため、防災士を置くことができる。日本防災士機構から認証され、仏生寺地区に居住する防災士をもって充てる。
(会議)

第11条 本会に、総会及び役員会を置く。

2 総会及び役員会は会長が招集し、議長となる。

3 総会は、役員及び防災士の出席をもって総会とする。毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約及び地区防災計画の改正に関すること。

(2) 活動計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めること。

6 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

7 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会により委任された事項

(3) 総会の議決事項

(4) その他、役員会が特に必要と認めること。

(会費)

第12条 本会の会費は、自治振興委員会の会費をもって充てる。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は毎年1回、監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成9年9月1日から施行する。

この規約は、平成28年1月7日から施行する

この規約は、平成29年12月7日から施行する

この規約は、平成31年3月7日から施行する

この規約は、令和3年10月7日から施行する